

電波法施行規則等の一部を改正する省令案等に係る意見募集
 ー狭帯域直接印刷電信（NBDP）の一部削除等に伴う制度整備等ー

（意見募集期間：令和6年10月24日～令和6年11月22日）

No	意見提出者	提出された意見（全文）	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	P5の改正条文には「その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し」が必要	いただいた御意見を踏まえ、P5の第二条（無線局運用規則の一部改正）の一部を、「次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、 <u>その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し</u> 、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。」に修正します。	有
2	個人	<p>1. 第28条第1項第3号の（1）の（三）の規定中「無線設備」を「無線設備の機器」にした方がよいと思います。 理由：同項本文の用語と統一されていないと思います。</p> <p>2. 第28条の2第1項中「同条第1項の予備設備とした場合」を「第28条の5第1項の予備設備とした場合」に改正した方がよいと思います。 理由：令和3年総務省令第15号による改正時より文脈が合わなくなっているため、この際改正した方がよ</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、「1.」及び「2.」については以下のとおり修正します。 「3.」については、電波法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第三十二条の十は電波法第三十九条第一項に定める改正となり、明確化は不要と考えます。</p> <p>1. 省令案第一条の改正後欄の施行規則第二十八条第一項第三号に記載の「無線設備」を「無線設備の機器」に修正します。</p> <p>2. 省令案第一条の改正後欄の施行規則第二十八条の二第一項に記載の「同条第一項の予備</p>	有

		<p>と思います。</p> <p>3. 附則第2項中「第32条の10」を「第32条の10（電波法第48条の3第1号で準用する場合を含む。）」にした方がよいと思います。</p> <p>理由：船舶局無線従事者証明の効力を明確化するため。</p>	<p>設備とした場合」を「第二十八条の五第一項の予備設備とした場合」に修正します。</p>	
3	<p>全国船舶無線協会 水洋会部会</p>	<p>①施行規則第二十八条第一項第三号にて、記載されていた中短波帯及び短波帯の定義が削られてしまっている。他の条にて（四 MHz を超え二六・一七五 MHz 以下の周波数帯をいう。）の定義を定めるべき。</p> <p>②運用規則第百七十七条について、第八十九条第一項に改正をしているが、該当条文は改正しておらず、改正は不要ではないか？</p> <p>③省令経過措置について、あくまで搭載義務設備の規定で有り「従前の例によることができる」ではなく、「従前の例による」ではないか？また、告示第600号も同じ。</p> <p>④省令経過措置第四条にて、型式検定規則は効力の継続であるため「従前の例による」ではなく、「なおその効力を有する」ではないか？</p> <p>⑤省令の施行日は令和7年1月1日であるが、周波数割当計画などは施行日の記載が無く、公布日施行だと省令とズレが生じる。</p> <p>⑥告示第六百号にて、「施行規則第一項第三号」「漁船」「その他船舶双方向無線電話」の改正前の台数が現行の告示と異なっている</p> <p>⑦告示第二百四十六号は型式検定の効力は有するが、新規での検査はなくなるため、経過措置は不要ではないか？</p> <p>⑧告示第二百八十八号第十一項第三号の改正後は62388ではなく、62288ではないか？</p> <p>⑨告示第六百号の注13は施行規則第一項第三号の漁船に適用されているが、告示第六百号では平水区域や沿海区域が判断できず、施行規則第一項第一号や第二号の漁船</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、①から⑩については以下のとおりとします。</p> <p>⑫についてはご見解のとおりです。</p> <p>① 省令案第一条の改正後欄の施行規則第二十八条第七項に、「(四 MHz を超え二六・一七五 MHz 以下の周波数帯をいう。以下この条及び第三十二条の十において同じ。)」を追記します。</p> <p>② 省令案第二条の改正後欄の無線局運用規則第百七十七条第一項に記載の「第八十九条第一項」を削除します。</p> <p>③ 省令案附則第二条及び第三条に記載の「従前の例にできる」を「従前の例による」に修正します。</p> <p>④ 省令案附則第四条に記載の「従前の例にできる」を「なおその効力を有する」に修正します。</p> <p>⑤ 本改正に関する告示の施行日として「令和7年1月1日」を記載します。</p> <p>⑥ 平成十八年総務省告示第六百号の改正案の改正後欄及び改正前欄において、国際航海に従事しない漁船かつ施行規則第28条第1項第3号の船舶であるもののうち、総トン数が「その他の船舶」であるものの「双方向無線電話」の欄に記載していた台数を「一台」から「二台」に修正します。</p> <p>⑦ 平成十一年郵政省告示第二百四十六号の改正案に記載の経過措置を削除します。</p> <p>⑧ 平成二十年総務省告示第二百八十八号の改</p>	<p>有</p>

		<p>で判断すべきではないか？</p> <p>⑩告示第九十一号附則第2項の「告示第六十一号」は、「告示第九十一号」の誤りではないか？</p> <p>⑪400MHzの船上通信設備チャンネル間隔12.5kHzの設備規則別表第一号（第5条関係）における周波数の許容偏差や設備規則第四十五条の三の七における隣接チャンネルの漏洩電力の値が定義されていない。</p> <p>⑫告示第三百二十九号の第2項第1号（9）について、以下の（ア）および（イ）の考え方でよいか？</p> <p>（ア）ひとつの繰り返し周期内に複数種類のパルス（例PONとQON）を送信する運用が考えられる。この場合のパルス幅は、送信するすべてのパルスのパルス幅の合計と考えてよいか。</p> <p>（イ）技術基準では、「(8) 繰り返し周波数を変動する機能を有し、かつ、起動時に動作状態にあること。」（改正後の（7））が求められている。繰り返し周波数=パルス周期が変動する場合に衝撃係数の導出に用いるパルス周期は、変動するパルス周期の平均値と考えてよいか。</p>	<p>正案の改正後欄に記載の「62388」を「62288」に修正します。</p> <p>⑨ 平成十八年総務省告示第六百号の改正案の改正後欄に記載の「平水区域又は沿海区域の場合は、施行規則第28条第1項第3号の(1)の(二)の無線設備及び同項第3号の(4)の(四)の受信機は備えることを要しないものとする。」を削除し、注釈を整理します。</p> <p>⑩ 平成四年郵政省告示第九十一号の改正案の附則第二項に記載の「告示第六十一号」を「告示第九十一号」に修正します。</p> <p>⑪ 周波数の許容偏差については設備規則別表第一号（第5条関係）の注25に定義します。隣接チャンネルの漏洩電力については設備規則第四十五条の三の七に定義します。</p>	
4	海上保安庁	<p>・電波法施行規則 第二十八条第一項第三号 SOLAS条約改正を受け、船舶設備規定には義務船舶局の無線設備ではインマルサット電話がA3海域における義務船舶局の無線設備の一つとして規定されています。 電波法施行規則にも追記について検討をお願いします。</p> <p>・電波法施行規則 第二十八条の五 第一項第三号 A3海域及びA4海域における予備設備について、船舶安全法施行規則を照らし合わせると設備が異なります。 同規則本文 「・・・同号の(1)の(一)及び(三)の無線設備及び中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備・・・」 は「・・・同号の(1)の(一)及び(三)の無線設備又は中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備・・・」 に修正していただきますよう検討をお願いします。</p>	<p>一点目については、電波法施行規則第二十八条は、電波法第三十三条の規定に基づいていますが、電波法第三十三条に船舶地球局は規定されていないため、追記はできないことから、原案のとおりとします。</p> <p>二点目については、いただいた御意見を踏まえ、電波法施行規則第二十八条の五第一項第三号の規定を「同号の(1)の(一)及びインマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備、第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備の無線設備又は中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備（デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能な</p>	有

		<p>また、A4 海域においては、インマルサットの通信圏外であることから A4 海域における予備設備は「短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備・・・」に追記等検討をお願いします。</p>	<p>ものに限る。)」に修正します。</p>	
5	<p>一般社団法人 全国船舶無線協会 法令対策委員会</p>	<p>1. 第二十八条の五 三 第二十八条第一項第三号の義務船舶局にあつては、同号の(1)の(一)及び(三)の無線設備及び中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備(デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。)</p> <p>(1)の(一)及び(三)の無線設備及びになると、A3、A4 海域を航行する船舶の二重化設備は ①VHF 無線設備 ②インマルサットC又はイリジウム ③MF/HF 無線設備が必要になります。 以上のことから、A3、A4 海域では装備要件が変わるため記載の方法についてはご検討をお願いいたします。</p> <p>2. 電波法第三十三条は義務船舶局の備えなければならない無線設備を定める法令であり、かつ義務船舶局とは電波法第十三条に船舶の船舶局として定められている。なお、電波法第三十四条には義務船舶局等と、船舶地球局を含めて無線設備の条件が定められているものの、電波法第三十三条には船舶地球局が含まれていないため、電波法施行規則第二十八条第一項には、船舶地球局であるインマルサット等船舶地球局に関する記載をしないことが適当と考えます。</p> <p>3. 平成二年郵政省告示第二百八十一号の学科・実技の箇所について、改正案中、「中短波帯(1,606.5kHz を超え3,900kHz 以下の周波数帯をいう。以下この表において同じ。)の無線設備(デジタル選択呼出装置、無線電話及び直接印刷電信装置による通信が可能な</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>1. 電波法施行規則第二十八条の五第一項第三号を電波法施行規則第二十八条の五第一項第三号中の規定を「同号の(1)の(一)及びインマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備、第十二条第五項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHz から一、六二六・五MHz までの周波数の電波を使用する無線設備又は中短波帯及び短波帯の電波を使用する無線設備(デジタル選択呼出装置、無線電話及びデジタル選択呼出専用受信機が可能なものに限る。)」に修正します。</p> <p>2. 省令案第一条の改正後欄の電波法施行規則第二十八条第一項の規定から船舶地球局を削除し、それに伴い、関係規定も修正します。</p> <p>3. 改正予定の電波法施行規則第二十八条第一項の規定で搭載を義務づけられる無線設備から直接印刷電信装置は除かれる一方で、当面の間は直接印刷電信に関する知識や技能についての訓練は引き続き必要と考えており、訓練内容が変わるわけではないため現時点で改正する必要性は低いとの認識に至り、本告示の改正は見送ることとします。</p> <p>4. 3と同じく、訓練内容が変わるわけではないため現時点で改正する必要性は低いとの認識に至り、本告示の改正は見送ることとします。</p>	有

	<p>ものに限る。)の機器」とあるが、改正予定の電波法施行規則では義務船舶局で要求される中短波の周波数を使用する「直接印刷電信装置」はないため、「直接印刷電信装置」の記載は削除すべきではないか。</p> <p>4. 平成二年郵政省告示第二百八十一号の学科の箇所について、「インマルサット船舶地球局のインマルサットC型又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備」と「海事衛星通信設備」は、異なる設備であるとの認識で告示案を作成していたと思われるが、これらは、船舶に搭載を義務づけられている設備としては、同じものであると考えられる。ついては、同じ設備について重複して記載されていることになるため、「海事衛星通信設備」は削除すべきではないか。</p> <p>合わせて、実技の箇所について、前述のとおり「海事衛星通信設備」を「インマルサット船舶地球局のインマルサットC型又は第十二条第六項第二号に規定する船舶地球局のうち一、六二一・三五MHzから一、六二六・五MHzまでの周波数の電波を使用する無線設備」に置き換えるとの理解で合っているのであれば、こちらも置き換えるべきではないか。</p>		
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--